

第二十一号議案

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例  
 江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和四十七年四月江戸川区条例  
 第十七号）の一部を次のように改正する。

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項を次のように改める。

法第三十二条第一項 第一号に掲げる工作物												
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	広告塔
一本につき一年			長さメートルにつき一年				一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年
九、三五〇	一四、三〇〇	一九、三〇〇	七、七二〇	一二、四〇〇	一七、〇〇〇	八三〇	八三	五〇	八、一八〇	五、〇一〇	一六、七〇〇	二三、四〇〇

別表法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項中「一六〇」を「一九〇」に、「二九〇」を「三四〇」に、「四二〇」を「五〇〇」に、「六四〇」を「七五〇」に、「八五〇」を「一、〇〇〇」に、「一、二八〇」を「一、五〇〇」に、「一、七〇〇」を「二、〇〇〇」に、「二、九九〇」を「三、五〇〇」に、「四、二七〇」を「五、〇一〇」に、「八、五四〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第三号に掲げる施設の項中「一二、四〇〇」を「一四、八〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第四号に掲げる施設の項中「一四、二〇〇」を「一六、七〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第五号に掲げる施設の項中「一〇、一〇〇」を「一一、七〇〇」に、「六、一〇〇」を「七、〇二〇」に、「九、〇六〇」を「一〇、四〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第六号に掲げる施設の項中「二〇〇」を「二三〇」に、「二〇、三〇〇」を「二三、四〇〇」に改め、同表道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号に掲げる物件の項中「二〇、三〇〇」を「二三、四〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一三、三〇〇」に、「二〇〇」を「二三〇」に、「二〇三、三〇〇」を「二三四、〇〇〇」に、「一〇一、六〇〇」を「一一七、〇〇〇」に改め、同表令第七条第二号に掲げる工作物の項中「一四、二〇〇」を「一六、七〇〇」に改め、同表令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる

	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一六、七〇〇
--	--------	------------------	--------

工事用材料置場の項中「二〇、三〇〇」を「二三、四〇〇」に、「七、二〇〇」を「八、六四〇」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる一時収容施設の項中「一四、二〇〇」を「一六、七〇〇」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

(説明)

占有料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、特別区道の占有料の額を改定する必要があるので、本案を提出いたします。